

(f) 当社の監査等委員会への報告に関する体制

- (ア) 安川グループの取締役、監査役および使用人は安川グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、当該事実を直ちに、所定の部門を通じて監査等委員会に報告する。

無形資產
各資產

【収益認識に関する注記】

収益を理解するための基礎となる情報は、「【重要な会計方針に係る事項に関する注記】4. 収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

【その他の注記】

(企業結合等関係)
共通支配下の取引等

当社は、2021年8月30日開催の取締役会において、当社の水処理プラントをはじめとする社会システム事業を吸収分割により、連結子会社

